

平成22年度策定予定の個別計画について

生活環境部

【個別計画の概要】

番号	所管課	計画名	計画期間	計画の目的 (根拠法令等)	現行計画の概要
1	県民文化政策課	第10次あきた青少年プラン	H23～27	次代を担う秋田の青少年が心身ともに健やかに成長し、一人の大人としての自立を目指す。 (子ども・若者育成支援推進法)	基本目標は、「健康で安心な生活」や「社会的自立」への支援、「社会変化に立ち向かう力」を育むこと。 「心身の健康づくりの推進」や「青少年を支える大人社会づくりの推進」など10の施策に基づき、「体力づくり・スポーツ活動の推進」や「ニート対策の推進」等様々な事業を重点的に推進。
2	県民文化政策課	第9次秋田県交通安全計画	H23～27	交通事故のない社会をめざし、総合的かつ長期的な交通安全対策を推進する (交通安全対策基本法)	数値目標は、「交通事故死者数60人以下」及び「交通事故死傷者数5,000人以下」 「少子高齢化社会への対応」、「県民自らの意識改革」などの視点から、「交通安全思想の普及徹底」など7つの柱により、県民の主体的な交通安全活動を推進。
3	県民文化政策課	第2次秋田県犯罪被害者等支援基本計画	H23～27	犯罪被害者等の被害の回復や社会復帰のための施策を、総合的かつ計画的に推進する。 (犯罪被害者等基本法)	重点課題は、「損害回復・経済的支援」、「精神的・身体的被害の回復・防止」、「刑事手続への関与の充実」、「支援等のための体制整備」、「県民の理解の増進と配慮・協力の確保」。 「相談体制の強化と情報提供の充実」、「雇用や居住の安定」、「啓発事業」などの各種施策に基づく取組みを、県、関係機関が連携して推進。
4	男女共同参画課	第3次秋田県男女共同参画推進計画	H23～27	男女共同参画に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する。 (男女共同参画社会基本法) (秋田県男女共同参画推進条例)	基本目標は、「男女が対等なパートナーシップで心豊かに暮らせる社会へ」。 「男女共同参画社会に向けた意識改革」、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「家庭・職場・地域において多様な生き方が選択できる環境の整備」、「男女共同参画による健康長寿社会の実現」の各種施策に基づく取組みを、県、関係機関、県民が連携・協働し推進。
5	環境管理課	秋田県環境基本計画	H23～32	環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進する。 (秋田県環境基本条例)	目標とする環境像は、「自然と人との共存」、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築」、「地球環境保全への積極的な取組」、「環境保全に向けての全ての主体の参加」。 「生物多様性の確保」、「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」、「地球温暖化対策の推進」などの重点プロジェクトを、県、関係機関、県民が協力・連携して推進。
6	温暖化対策課	秋田県地球温暖化対策実行計画 (現計画名：秋田県地球温暖化対策地域推進計画)	H23～32	県内の温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を実施する。 (地球温暖化対策推進法)	H22年度における二酸化炭素の排出量をH2年度比6%削減、温室効果ガスの排出量はH2年度比9.5%削減を目指す。 (森林吸収量を含む) 「ライフスタイルやワークスタイルの転換」、「新エネルギーの導入促進」、「環境教育・学習の推進」など10分野の地球温暖化対策について、推進母体となる「ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議」を設立し、連携した取組を推進。
7	環境整備課	第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画	H23～27	循環型社会の形成に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する。 (循環型社会形成推進基本法)	基本理念は、「県民総参加による循環型社会を目指して」。 「すべての主体による廃棄物の3Rの推進及び適正処理」、「循環を基調としたライフスタイル・事業活動への転換」、「バイオマスの利活用の推進」、「循環型社会ビジネスの振興」を施策の方向として、県、関係団体、県民が協力・連携して推進。 第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画は、第3次廃棄物処理計画を含めて策定。
8	環境整備課	第3次秋田県廃棄物処理計画	H23～27	廃棄物の減量や適正処理に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	基本方針は、「県民、事業者、処理業者、行政がそれぞれの役割分担のもとに、社会経済システムやライフスタイルを見直し、生産・流通・消費・廃棄の段階において、廃棄物の3R及び適正処理を推進」。 「廃棄物の減量化・適正処理に向けた普及啓発、環境教育・学習の推進」、「廃棄物処理施設の確保」、「廃棄物の適正処理の推進」などの施策に基づく取組みを、県、関係団体、県民が協力・連携して推進。
9	環境整備課	秋田県海岸漂着物対策地域計画 (新規策定)	H23～27	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する。 (海岸漂着物処理推進法)	基本方針は「海岸漂着物等の円滑な処理と発生抑制を施策の両輪とし、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を図ること」。 「海岸漂着物を重点的に推進する区域・内容」、「関係者間の役割分担と相互協力に関する事項」、「海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項」を規定。
10	生活衛生課	秋田県食品の安全・安心に関する基本計画	H23～27	食品の安全・安心に関する施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的な推進を図る。 (秋田県食品の安全・安心に関する条例)	基本目標は、「生産から消費に至る食品の安全性確保」、「食品に関する正確な情報の提供」、「生産者、食品関係事業者、消費者の相互理解・信頼関係の確立」。 「適正な食品表示の徹底」や「食品安全相談体制の充実」などの施策に基づく取組みを推進。 「秋田県食品安全推進委員会」や「地域懇談会」を開催し、県民意見を反映する機会を確保。
11	生活衛生課	あきた動物愛護管理推進計画 アクティブプラン	H23～25	秋田県動物愛護管理推進計画(H20～29)に基づき、動物愛護管理の具体的な実施計画を定め、その推進を図る。 (動物の愛護及び管理に関する法律)	計画の基本目標は、「動物の生命を尊び慈しむ心を養う」、「動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ」、「人と動物、動物を介して人と人とが楽しく交流する」。 「動物愛護思想の普及啓発の促進」など21の施策目標を達成するため、「犬のしつけ方教室の開催」や「収容された犬・ねこの譲渡」等の事業を推進。